

# 令和4年度第5回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年8月9日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第5回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和4年8月9日(火) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和4年8月9日(火) 午後2時11分

4. 出席農業委員(13名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
4番	岡山敬一	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博	14番	沼尾幸一
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(1名)

5番 木村豊三郎

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

## 8. 会議に付した案件

- 報告第15号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第17号 使用貸借合意解約書の受理について  
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第18号 東北町農用地利用集積計画の決定について  
議案第19号 東北町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について

## 9. 議事録署名委員

2番 竹内勝子 15番 久保田正一

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島徳悦 事務局主査 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、8月2日に招集通知しました、第5回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。本日5番 木村 豊三郎 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局 ありがとうございます。それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告3件、議案4件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には2番 竹内 勝子 委員、15番 久保田 正一 委員を指名いたします。

議 長 なお、書記には竹内副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について議題とします。総会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第15号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第15号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの  
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告  
するものです。  
なお、現地確認は8月2日、農業委員1名 蛭沢 清子 委員及  
び農地利用最適化推進委員1名 藤井 久 推進委員と、事務局  
職員2名により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認  
しています。  
2ページをお開きください。  
(事務局受付番号16番、17番、2件朗読説明省略) 以上、2  
件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第15号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め報告第15号は、原案のとおり報告済といたしま  
す。

議 長 日程第4 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定によ  
る届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開きください。  
報告第16号、このことについて別紙のとおり農地法第3条の3  
第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。  
4ページをお開きください。  
(受付番号24番、25番、2件朗読説明省略)以上、2件です。

議長 ただいま、事務局より報告第16号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第16号は原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 報告第17号 使用貸借合意解約書の受理について  
議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 5ページをお開きください。  
報告第17号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり  
報告いたします。  
6ページをお開きください。  
(受付番号5番、1件朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第17号の朗読及び説明がありましたが、  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第17号は原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく  
農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 7ページをお開きください。  
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会

事務局長           の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり（1）所有権移転2件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
8ページをお開きください。所有権移転2件について説明いたします。  
（受付番号35番、36番、2件を朗読説明省略）以上、所有権移転2件であります。

議    長           ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

（異議なし）の声あり。

議    長           異議なしと認め議案第16号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議    長           日程第7 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長           9ページをお開きください。  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、10ページの（2）賃貸借権設定1件について現地調査が行われております。  
（2）賃貸借権設定の申請箇所的位置等は11ページから16ページのとおりです。  
詳細については、竹内副参事より説明を行わせませす。

議    長           事務局の竹内副参事より説明をお願いします。

事務局員           （受付番号3番、賃貸借権設定1件朗読説明省略）

議    長           ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われています。蛭沢 清子 委員より現地調査の報告をお願いします。

10番 蛭沢  
清子委員

議案第17号の現地確認調査の報告をいたします。

10ページから16ページの、農地法第5条転用の賃貸借権の設定について、8月2日に藤井 久 農地利用最適化推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請借受人立ち合いのもと、現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場分庁舎から北北東へ約10.9キロメートルの距離にあり、県道394号線を六ヶ所方面に向かい、県道25号線から県道5号線へ左折し、約4.6キロメートル先の数牛地区への門を鋭角に左折し、1.9キロメートル先の豊畑放牧場内に位置しており、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。

転用の目的は、風力発電機を新設する計画があり、建築設計に伴うボーリング調査機器設置の仮設用地であり、現況においては境界が明確であり、雨水は、地下浸透処理をし、一時的な工事ヤードの利用で、事業完了後は、速やかにボーリング、やぐら等を撤去し、農地に復旧するため、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま、蛭沢清子委員より、現地調査の報告が終わりました。  
本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第17号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第8 議案第18号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 17ページをお開きください。  
議案第18号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
18ページをお開きください。



事務局長 町長から、農業委員会への承認願いの文書であります。  
19ページから20ページをお開きください。  
(1) 賃貸借権、受付番号5番から9番、5件について説明いたします。  
(受付番号5番から9番、5件朗読説明省略)以上、5件であります。  
次に、21ページから22ページをお開きください。  
(2) 使用貸借、受付番号39番から43番、5件について説明いたします。  
(受付番号39番から43番、5件朗読説明省略)以上、5件であります。  
続いて、23ページをお開きください。  
農地売買等事業による(1)所有権移転、受付番号9番、1件について説明いたします。  
(受付番号9番、1件朗読説明省略)以上、1件であります。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第18号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第9 議案第19号 東北町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 24ページをお願いします。  
議案第19号 東北町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の内容を一部改正に係る意見について、東北町から別紙のとおり提出された、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容を一部改正することについて、県知事の同意を得るにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求めるものであります。  
なお、一部改正の詳細事項は7月12日に開催しました第4回の総会で事前協議として関係資料を配布するとともに、改正内容に

事務局長 ついては農林水産課担当職員2名より、ご説明がなされております事を申し添えます。今回の資料は25、26ページのみとさせて頂きました。以上です。

議長 本案について、ご異議等ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め議案第19号は、原案のとおり承認することに決定し、町へ意見を送付いたします。

議長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第5回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

———— 閉会 午後2時11分 ————